

岸和田市市内一円簡易路面性状調査等業務 仕様書

1. 件名

岸和田市市内一円簡易路面性状調査等業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

3. 履行場所

岸和田市市内一円

※別添「路線一覧表」「路線網図」参照。

4. 業務内容

以下、業務において網羅すべき基本項目を示す。具体的手法や追加内容については提案事項とする。

(1) 計画準備

本業務の実施にあたり、各道路における役割・性格等に応じて、適切な調査が実施できるよう、全体計画、計測ルートを選定、資料収集及び機材配備計画を設定する。

(2) 現地踏査

業務に先立ち現地踏査を行い、交通状況、調査対象路線等について確認する。

(3) 評価指標設定ならびに目標管理水準の設定

岸和田市が提案する評価指標「ひび割れ率」または提案者の提案する評価指標により目標管理水準を設定する。但し、設定根拠については、十分な検証、考察を行い監督員の承認を受けること。

(4) 路面性状調査

岸和田市内全路線 3,111 路線 (L=590km) を提案者の提案する手法により路面性状調査を実施し、舗装の状態を把握する。

(5) 舗装路面の健全性評価

路面性状調査から得られた路面性状データから舗装の損傷状態を分析し、舗装の健全性評価を行う。

評価結果については地図上に図化する形式とし、幹線系道路とその他道路に区別した上で全路線ごとに整理して報告するものとする。

(6) 舗装修繕計画書の策定

路面性状データの結果から得られた評価ランクより修繕が必要な箇所について候補選定を行う。候補箇所より地域特性やLCCを考慮し、さらに事業費が平準化できるように、監督員と協議の元、修繕計画について作成するものとする。

(7) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間時(2回)、完了時の計4回を想定しているが、受注者との協議により決定する。

5. 成果品

本業務の成果として、以下の報告書（簡易製本および電子媒体）を個別に記載されているものを除き各2部作成する。電子媒体とは、下記成果品作成に係る全てのデータ（ワード、エクセル及びpdfファイル、SHAPE、BDS及び写真等各種データ、路面性状測定車により得られる三次元位置情報（レーザ点群及び道路撮影画像。オリジナルデータを含む。）及び解析データ、調査結果データベース）等を指す。

- (1) 業務報告書
- (2) 路面性状調査一覧表（様式-A）
- (3) 路面現況写真台帳（様式-B）
- (4) 路面性状評価図
- (5) 舗装修繕計画（集計表・箇所図含む）
- (6) 電子データ
 - ・データ形式はPDF形式のほか、再編集が可能なWord形式、Excel形式等とする。
- (7) 打合せ議事録
- (8) その他提案、打合せ協議による成果品

6. その他

- (1) 受託候補者は、契約締結前に本業務についての業務内容、スケジュール、遵守事項等について、本市と十分に協議し契約すること。
- (2) 受託者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し本市の承諾を得ること。
- (3) 受託者は、委託業務の実施状況について、本市に定期的に報告し、本市から報告依頼があった場合、随時対応すること。
- (4) 受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に際し技術論文等の文献やその他資料を引用した場合、その出典を明記すること。なお、調査収集した文献等資料は報告書に含め本市に提出すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された本業務に関する事項を十分検討し、遵守しなければならない。
- (8) 本業務の遂行に必要な関係資料を受託者に貸与するが、この場合受託者は貸与を受けた資料一覧を作成のうえ監督員に提出し、作業目的を完了した後、速やかに返却するものとする。
- (9) 本業務の遂行等に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (10) 本業務で得られた成果物の著作権、利用権は、ホームページ等媒体への掲載を含め、本市に帰属する。

- (11) 受託者は、関係機関との協議が必要なとき又は協議を求められたときは、誠意をもってあたり、協議内容を記録した打合せ記録簿に關係資料を添えて監督員に報告しなければならない。
- (12) 業務遂行に際し、業務内容の変更もしくは当該業務以外の業務の必要が生じた場合は、その段階で監督員とその対応について協議するものとする。その際に必要な資料は受託者が作成する。
- (13) 業務完了後において、成果品に契約不適合が発見された場合は、監督員の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。
- (14) 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰す諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。
- (15) 本仕様書は、当該業務に関し、委託者と受託候補者が遵守すべき基本事項を示すものである。本仕様書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、その指示に従うこと。
- (16) 本業務について、全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することは認めない。

■別紙「様式-B」

総点検実施要領(案)【舗装編】

様式-B

路線名		管轄		点検年月	
区間	～	施設等			
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸(IRI)
					mm/m
					メモ
区間	～	施設等			
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸(IRI)
					mm/m
					メモ
区間	～	施設等			
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸(IRI)
					mm/m
					メモ

※メモ欄は、区間における損傷に関する具体的な情報を記載。

※応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。